

令和元年11月25日

## 災害復旧事業等における資材仮置場の設置等に係る経費の設計変更について お知らせ

岡山県土木部

災害復旧工事等で工期内完成のために、資材仮置場を設置することが必要である箇所について、それに係る経費を計上できることとしましたのでお知らせします。

### 1 対象工事

岡山県土木部が発注した平成30年発生災害または令和元年発生災害の復旧工事及び当該災害に起因する工事とする。なお、今後発注する工事についても、発注後、「2 計上できる箇所」に該当する場合は適用することができる。

### 2 計上できる箇所

製品メーカー側の資材搬入可能時期と受注者側の現場受け入れ可能時期が異なり、工期内完成のためには資材仮置場を設置することが必要である箇所。

### 3 計上方法

資材仮置場までの運搬、荷卸しは現場着価格に含まれているため、①資材仮置場における積込み、②工事現場における荷卸し、③資材仮置場から工事現場までの運搬費、④その他必要な経費を別途計上する。

### 4 必要資料

製品メーカーへの資材搬入時期についての聞き取りメモ（2社以上）等、資材仮置場設置の必要性及び資材仮置場選定の妥当性を説明する資料（詳細は監督員にお尋ねください）。

【問い合わせ先】

土木部防災砂防課防災班

TEL 086-226-7481